

静岡空港の工事変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月十日

参議院議長江田五月殿

川
田
龍
平

静岡空港の工事変更に関する質問主意書

静岡空港整備事業について静岡県は十月二十九日に工事完成予定日及び航空灯火の変更許可申請を行つたが、これらの申請には正当な理由がないので、国は認めるべきではない。また、静岡県は変更許可申請に至つた原因について県議会全員協議会の場で「航空測量」と「図面作成」上の誤りをあげたが、これは業者らへの責任転嫁であつて、妥当とは言えない。よつて、静岡県による変更許可申請に関して以下質問する。

一 空港西側制限表面上の「障害物件」が、航空法上の制限を超えている事実について、静岡県は本年一月に国に報告したと説明したが、その報告内容に対する国としての認識・評価はいかなるものか。

二 飛行場設置許可にかかる二千五百メートル滑走路計画は「障害物件」が存在する限り完成出来ないとを認めるか。

三 追加工事と称する航空灯火変更にかかる工事は、飛行場設置にかかる計画を変更することになると考えるが、国の考えはどうか。また、二千二百メートル滑走路による暫定使用は「重要な計画」変更となると考えるが、国の考えはどうか。

四 民意を無視した強権的な事業手法や、財政バランス無視の姿勢が、静岡県によるこうした度重なる変

更・延期の根底にあると考えるが、かかる事態に関与した国の行政責任をどう考えるか。

右質問する。